

# 宮崎県公共事業再評価実施要綱

平成 10 年 11 月 30 日  
環境森林部  
農政水産部  
県土整備部

## (目的)

第 1 条 この要綱は、県土の均衡ある発展と県民生活の向上を図る上で重要な役割を果たしている公共事業の再評価（以下「再評価」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図り、もって県が実施する公共事業の適正な執行を図ることを目的とする。

## (対象事業)

第 2 条 再評価の対象となる公共事業（以下「対象事業」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する補助事業及び交付金事業又は環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する県単独事業で県が事業主体となって実施するもののうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、災害復旧及び維持管理に係る事業は除く。

- (1) 事業採択前の準備・計画段階にある公共事業で 5 年を経過するもの
- (2) 事業採択後 10 年を経過する時点で継続中の公共事業
- (3) 事業採択後 5 年を経過する時点で着工できないことが明らかな公共事業
- (4) 再評価実施後 5 年（下水道事業にあつては 10 年）を経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部共用事業を含む。）
- (5) 前各号の規定にかかわらず、国において再評価の対象要件が示された国庫補助事業については、再評価を実施する必要があると認める公共事業

2 前項各号に掲げる公共事業のほか、社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要があると認められる公共事業についても対象とする。

## (実施時期)

第 3 条 前条第 1 項に定める対象事業に係る再評価の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる事業 調査費等の予算化後 5 年を経過する会計年度
- (2) 前条第 1 項第 2 号に掲げる事業 事業採択後 10 年を経過する会計年度
- (3) 前条第 1 項第 3 号に掲げる事業 事業採択後 5 年を経過する会計年度
- (4) 前条第 1 項第 4 号に掲げる事業 再評価実施後 5 年（下水道事業にあつては 10 年）を経過する会計年度
- (5) 前条第 1 項第 5 号に掲げる事業 国において再評価の実施時期が示された国庫補助事業について、再評価を実施する必要があると認める場合は、当該実施時期

2 前条第 2 項の規定による対象事業については、随時再評価を実施するものとする。

(再評価の基本的な視点及び評価手法の策定)

第4条 農政水産部長、環境森林部長及び県土整備部長は、次に掲げる再評価の基本的な視点を踏まえ、その所管する公共事業ごとに再評価を実施する際の指標及び対応方針を決定する際の判断基準(以下「評価手法」という。)を定め、評価手法に基づき再評価を実施するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業効果の分析
- (4) コスト縮減及び代替案立案等の可能性
- (5) 事前評価に基づく分析
- (6) その他必要な事項

(公共事業評価委員会の設置等)

第5条 知事は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、宮崎県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

3 知事は、再評価の実施に当たっては、委員会の提言を尊重するものとする。

(再評価に基づく対応)

第6条 知事は、再評価を実施したときは、その結果に基づき、対象事業について必要な対応を図るものとする。

(再評価の結果等の公表)

第7条 再評価の過程及び結果並びに対象事業に係る対応方針については、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。